

件名	愛媛県「三浦保」愛基金条例の一部を改正する条例
主管課	総合政策課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>「三浦保」愛基金を教育の振興に関する事業に要する経費に充てることができるようにするための改正を行う。</p> <p>○第5条の改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金に属する現金は、第1条の目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 環境保全又は自然保護の推進に関する事業</p> <p>(2) 社会福祉の向上に関する事業</p> <p><u>(3) 教育の振興に関する事業</u> ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span></p> <p>(4) その他知事が必要と認める事業</p> </div>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	